

安八町告示第84号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年5月23日付で提出された住民監査請求書[安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)]について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年6月25日

安八町監査委員
安八町監査委員

清伸二
大平文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和元年5月23日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、安八町が [REDACTED] に支出した [REDACTED] の敷地の一部であった [REDACTED] の賃借料全額の返金に関し、賃借料の支出があった日から賃借料全額の返金があった平成30年5月29日まで年5分の割合による金員を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年6月7日付 安総第239号

安八町職員措置請求に基づく勧告に係る措置の実施について

2. 安八町が [REDACTED] と交わした [REDACTED] の土地賃貸借契約書

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年5月24日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

(6)

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町が [] に支出した [] の敷地の一部であつた [] の賃借料全額の返金に関し、賃借料の支出があつた日から賃借料全額の返金があつた平成30年5月29日まで年5分の割合による金員を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、第2 請求の受理での審査の時点において住民監査請求の要件を満たしているものであるのか、又は欠くものであるのかとの判断をし難いものであったことから、監査を実施することとした。

(6)

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年6月10日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は概ね次のような趣旨の陳述をした。

- (1) 安八町は、行政財産の一部であった、「 [] (以下「当該土地」という。)」を違法に個人へ売却した。しかし、その行為は法第238条の4第6項の規定により無効とされた。
- (2) その経緯は、安八町は、個人に当該土地を売却し、そして、当該土地を対象物として個人と賃貸借契約を締結した。その結果、個人へ売却した当該土地に対して、同前段の契約に基づき賃借料を支払っていた。
- (3) (1) 前段の行為を原因として賃借料を支払っていた期間に係る利息、個人は

不当利得であった。

- (4) 違法な契約に基づく不当利得に関する利息は、当然、支払われなければならぬ。

2 監査対象課（総務課）の陳述

- (1) 欠席であったため、取り止めとした。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年6月10日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象部署を建設課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 本件請求人である [] (以下「請求人」という。) は、平成29年8月18日付で「監査委員は、町長に対し、別紙売買目録記載の売買に関し、1 行政財産を処分したものであり、地方自治法第238条の4第1項に反する違法なものであるから、買主 [] に対して、買主 [] に移転した所有権移転登記を安八郡安八町に回復するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。／2 売買の目的物となった土地を安八郡安八町が賃借したことにより、安八郡安八町が支払った賃料に相当する損害を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告せよ。／3 売買の金額が当時の土地鑑定評価額に基づいている価格であったかを調査し、当時の土地鑑定評価額よりも安かつたことが判明した場合は、監査委員は、町長ほか関係機関に対し、同売買により安八郡安八町が被った損害を補填するため必要な措置を講ずるよう勧告せよ。」との3点を請求の趣旨とした住民監査を請求した者と同一の者である。
- (2) 安八町監査委員（以下「監査委員」という。）は、要件審査を行った結果、平成29年8月18日付で(1)の住民監査請求書を受理した。
- (3) (2)の後、監査委員により(1)に係る監査が実施された。
- (4) (3)の結果、平成29年10月17日付で、「安八町長は、平成28年7月2

7日、安八町が [] と締結した土地売買契約は、法第238条第6項の規定により無効となることから、所有権移転登記を回復するとともに、同日、貸借人 [] と貸借人安八町長堀正とで締結された当該土地に係る土地賃貸借契約を無効として、既に安八町が [] に支出した賃借料全額の返金に係る請求権を行使し、勧告の日から10カ月以内に所要の措置を講ずること。」との勧告がされた。

(5) 監査委員は、請求人に対して、平成29年10月17日付で、(4)の通知「勧告通知書」を郵送にて送達した。
(5)

(6) 安八町長は(4)に従い、平成30年5月29日付けで当該措置を完結した。

(7) 監査委員は、請求人に対して、平成30年6月7日付で、(6)の通知「安八町職員措置請求に基づく勧告に係る措置の実施について」を郵送にて送達した。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 法第242条第1項

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨が規定されている。

2 最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決（民集41巻1号122頁）

住民監査請求の趣旨、目的について、「住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正の措置とを監査委員に請求する機能を認めたものである。」との旨が示されている。

3 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等、6つの財務会計行為（財務会計上の行為又は怠る事実）に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為（非財務会計行為）は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることはできない旨が示されている。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「安八町長が [] と締結した土地売買契約は行政財産を処分する違法なものであった。この違法な土地売買契約がなければ安八町は [] の敷地の一部を借りる必要がなく、本件賃借料も安八町は支出することはなかった。違法な土地売買契約によって発生した土地賃借料は返金されるまでの利息が

当然発生するものである。」と主張している。

住民監査請求についてだが、法第242条第1項の規定のとおりであり、当該規定は、最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決（民集41巻1号122頁）にて示されているとおり、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正の措置とを監査委員に請求する機能を認めたものである。

したがって、住民監査請求の対象となるものは、法第242条第1項に規定する公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担、公金の賦課若しくは徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実、いわゆる財務会計行為等に限定されている。

しかし、本件請求は、[REDACTED]一部敷地に係る賃貸借契約に基づく賃借料の支出があった日から賃借料全額の返金があった平成30年5月29日までの年5分の割合による金員の補填であることから、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。

